

# 木更津市霊園のご案内

令和2年4月



## 【開園時間】

3月～10月	午前 8時 30分～午後 6時
春分の日(秋分の日)とその前後3日間	午前 7時 ～午後 6時
8月1日～8月16日	午前 6時 ～午後 7時
11月～2月	午前 8時 30分～午後 4時 30分

※合葬式墓地の埋蔵・引取は、午前 9時～午後 4時です (12/29～1/3を除く)

木更津市霊園 管理事務所 : 0438(52)0983

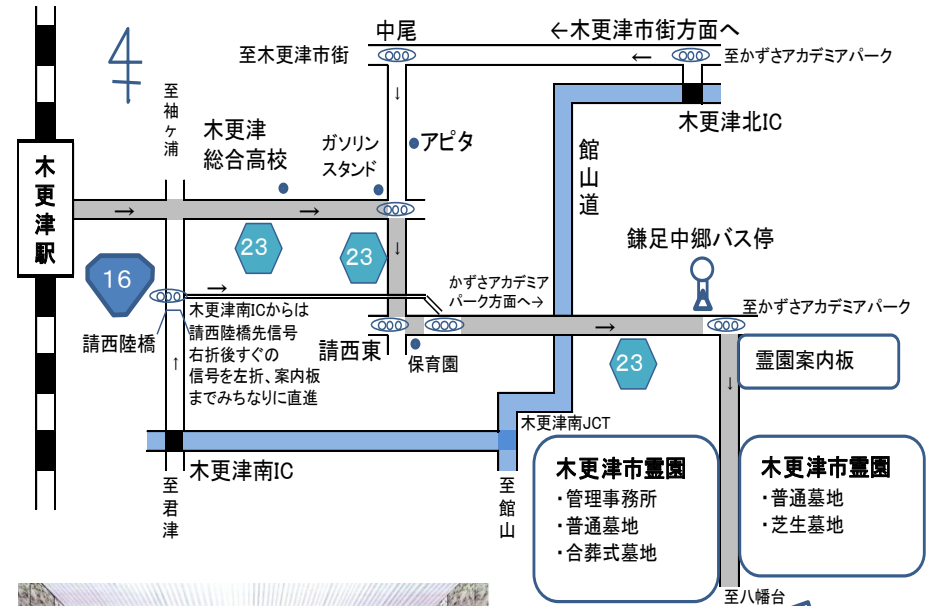
## 【交通】

所在地:木更津市矢那3711

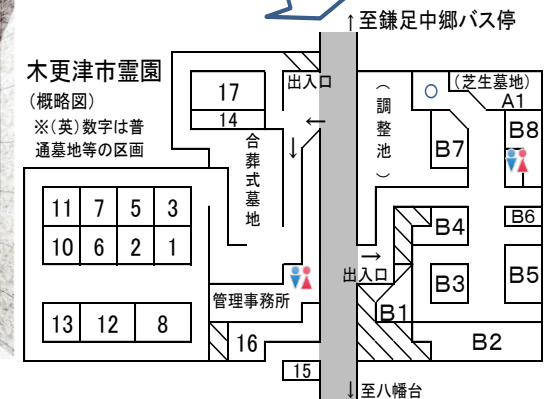
バス:JR木更津駅東口5番)乗り場発 ~ 鎌足中郷下車 徒歩20分  
(かずさアーケ・高倉観音下、草敷方面行)

タクシー:JR木更津駅東口から約20分

自家用車 ; 駐車場、園内路上に駐車可



合葬式墓地礼拝所



## 合葬式墓地

(1) 1つの施設に共同で焼骨を埋蔵する永代供養墓です。

(2) 承継や墓碑等の建立は必要ありません。

(3) 管理手数料はかかりません。

### 1. 合葬式墓地の施設

- ・ 礼拝所(お墓参り、献花、焼香)
- ・ 納骨室(1体用と2体用の納骨壇:使用許可から20年後まで、焼骨が埋蔵されます。)
- ・ 合葬室(使用許可から20年を過ぎた後、焼骨はこちらに埋蔵されます。)
- ・ 記名板(埋蔵届出者に交付するプレートに刻字後、管理事務所に提出することで、記名板に掲示できます。刻字できる事項は、氏名、生年月日、死亡年月日です。)

### 2. 埋蔵について

(1) 埋蔵できる焼骨(申請者との関係)

- 1) 3親等以内の血族
- 2) 配偶者
- 3) 2親等以内の姻族

(2) 埋蔵できる焼骨の容器(骨壺)の大きさ

幅×奥行×高さが、22cm×22cm×27cm以下

### 3. 合葬式墓地の使用許可申請

(1) 以下の申請事項を決めて下さい。

(使用許可後は変更できません)

- ・ 納骨壇の種類(1体用または2体用)
- ・ 埋蔵される者:申請する合葬式墓地への埋蔵予定者(焼骨)のこと
- ・ 記名板の使用の有無

(2) 許可申請に必要なもの

- ・ 合葬式墓地使用許可申請書および添付書類
- ・ 合葬式墓地使用料の納付

#### ※添付書類

(1) 本市に引き続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で焼骨を所持している者が申込者の場合

- 1) 合葬式墓地使用許可申請書
- 2) 添付書類

① 申込者の住民票

② 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し

③ 申込者と焼骨の関係を証する書類(戸籍謄本等)

(2) 生前に本市に2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨を所持している者が申込者の場合

1) 合葬式墓地使用許可申請書

2) 添付書類

① 埋蔵する焼骨に係る死亡者の住民票の除票の写し等の生前の住所が確認できる書類

② 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し

③ 申込者と焼骨の関係を証する書類(戸籍謄本等)

(3) 一般墓地の使用権承継を承継した者で一般墓地を返還し、かつ、焼骨を所持している者

1) 合葬式墓地使用許可申請書

2) 添付書類 別途お問合せください。

#### <合葬式墓地使用料>

	1体用納骨壇	2体用納骨壇
記名板あり	90,000円	180,000円
記名板なし	80,000円	160,000円

※ 別に記名板に掲示するプレートの刻字費用が1万~1万5千円程度掛かります。

※ 使用許可申請時に、生活保護法による生活扶助の受給を証する書類を合葬式墓地使用料減額申請書に添えて提出することで、使用料の10%の減額を申請できます。

### 4. 合葬式墓地利用上の注意

- ・ 納骨壇への焼骨埋蔵時を除き、納骨室には入室できません。
- ・ 焼骨は、納骨壇に埋蔵している間は、使用者が納骨壇を返還することで引取可能です。
- ・ 使用許可後20年を過ぎ、合葬室に埋蔵された焼骨は、返還できません。

## 一般墓地(普通墓地、芝生墓地)

- ・ 使用者が墓碑を建立し、焼骨を埋蔵する

永代供養墓です。

- ・ 将来にわたり承継して利用できます。

1. 普通墓地(3㎡~48㎡):使用する区画の周囲に、囲い(囲障)の設置が必要です。

2. 芝生墓地(3㎡):墓碑、台石、拝石、香立て、花立てのみを設置できます。

3. 一般墓地の使用許可申請

許可申請に必要なもの

- ・ 一般墓地使用許可申請書および添付書類
- ・ 一般墓地使用料の納付 他に、管理手数料(毎年1㎡あたり800円)の納付が必要です。

#### ※添付書類

1) 申請者の住民票(写)

2) 火葬許可証(写)、または改葬許可証(写)(焼骨を所持している場合)

3) その他市長が必要と認める書類

#### <一般墓地使用料>

普通墓地	130,000円/1㎡ (39万円~)
芝生墓地	145,000円/1㎡ (43万5千円)

## ◎使用者の募集(一般墓地、合葬式墓地)

- ・ 使用者の募集は、本市に引き続き2年以上住所を有し、本市の住民基本台帳に記録されている方を対象に、公募等で行います。

※ 焼骨所持者については随時募集を行っています(ただし、芝生墓地を除く)。

- ・ 合葬式墓地の使用許可は一般墓地の使用許可を持たない方が対象です。

- ・ 公募等の内容は、市の広報およびホームページで公表します。

- ・ 本書に記載の他、募集時に必要な条件を定める場合があります。

## ◎使用許可の申請ほか詳細のお問合せ先

木更津市役所 環境部 環境管理課  
〒292-0838 潮浜3-1 クリーンセンター内  
電話:0438(36)1432 Fax:0438(30)7322